

令和 8 年度岡山市内橋梁点検業務委託（建部－ 1 ）特記仕様書

本業務は、国土交通省 道路局の「道路橋定期点検要領（令和 6 年 3 月）」に基づき、橋梁の点検を実施し、調書を作成し、判定区分Ⅲの橋梁について、概算数量算出もしくは数量総括表作成するものである。判定区分Ⅲの橋梁のうち、床版の鉄筋露出やひび割れの補修が必要となる橋梁で、損傷要因が明確で、調査設計が不要と考えられる場合には概算数量算出を実施する。ただし、ひび割れについては、構造物に与える影響が大きいひび割れ及び PC 部材のひび割れは対象としない。また補修・補強が必要となった橋梁のうち、調査補修（補強）設計業務の内容について数量総括表作成を実施するものである。本業務の施行に当たっては、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

1 履行期限を厳守すること。

2 配置技術者について

（１）受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、現場責任者及び主任技術者、照査技術者の届け出を行い、承認を得ること。その際、主任技術者は、下記のいずれかの資格を有し、３ヶ月以上継続して所属する者とする。

- ・建設コンサルタント登録規程別表に掲げる鋼構造及びコンクリート部門に係る技術士
- ・登録技術部門が鋼構造及びコンクリート部門である R C C M
- ・国土交通省登録資格（点検・診断等業務に活用できる資格）に掲載があり、下記のア及びイに該当する登録資格を有すること。

ア 道路部門（橋梁（鋼橋））において、点検業務及び診断業務に活用できる資格であること。

※ 点検業務及び診断業務に活用できる資格は、１つの登録資格で満たす必要はない。

イ 道路部門（橋梁（コンクリート橋））において、点検業務及び診断業務に活用できる資格であること。

※ 点検業務及び診断業務に活用できる資格は、１つの登録資格で満たす必要はない。

- ・技術管理者（鋼構造及びコンクリート）

（２）受注者は、現場にて調査を行う者についても、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者を配置すること。

また、橋梁点検に係る研修・講習会への参加や、橋梁点検に活用できる資格（国交省登録民間資格等）の取得を積極的に行い、技術の向上に務めること。

3 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、初回協議を行うこと。その後、速やかに現地踏査を実施するとともに現地状況に応じた点検方法の確認を行い、監督員に点検計画書を提出することとするが、点検方法について設計図書に記載している方法によりがたい場合等は、点検方法毎に数量を取りまとめ、監督員との協議の上変更の対象とする。

4 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

5 業務内容は以下のとおりとする。

(1) 現地踏査

点検対象となる橋梁について、既存資料の確認を行った上で現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を確認する。現地踏査結果として、既存資料の有無、資料と現地状況の不一致、現地写真等を整理し、提出すること。

なお、現地踏査時に、貸与資料に記される橋梁が無い、橋梁位置が異なる、橋長が2m未満となるなど、現地と貸与資料が異なる場合は、監督員と協議をすること。また、協議にあたっては、位置図、写真、判定した根拠など併せて提出すること。

また、防護柵の設置がある場合には、高さを計測し写真などを提出すること。

(2) 業務計画書作成

業務の目的・主旨を把握した上で、点検対象となる橋梁について、現地踏査に基づき、点検スケジュール及び点検方法、関係機関協議の有無等について整理する。

(3) 点検業務

① 現況確認

- ・「岡山県道路橋点検マニュアル（案）（令和7年6月）」に基づき実施するものとする。
- ・現地踏査及び点検時において、支承周辺への土砂の堆積や実生木、ゴミの不法投棄等を確認した場合には、撤去するなど必要な措置をとってから点検を行い、監督員に報告すること。
- ・第三者に被害が生じる恐れがある損傷（コンクリートのうき等）を発見した場合は、点検時に応急処置を施すとともに、監督員に報告すること。
- ・現地踏査及び点検時に、橋梁全体としての判定区分Ⅳとなるような損傷を確認した場合には、直ちに監督員に報告すること。なお、報告にあたっては、写真、判定した根拠、応急措置方法など併せて提出すること。
- ・狭隘部で桁下空間が無く、物理的に目視による点検が困難な場合は監督員と協議をすること。なお、桁下空間が狭隘で桁下への進入ができない場合、目視点検が困難な場合には、狭隘部調査カメラ等のデジタル機器を用いた点検とする。また、河川、用水、水路の水位が低下しない場合などについては、水替等を行わず可能な範囲での近接目視による点検とする。
- ・現地状況によりガス探知機が必要になる場合は、監督員と協議を行うこと。
- ・上記以外についても、適切な対応を心掛けるとともに監督員に連絡すること。

② 点検調書作成

- ・「岡山県道路橋点検マニュアル（案）（令和7年6月）」に基づき、橋梁毎に点検シートを作成する。また点検結果を基に、国報告様式（点検表記録様式）を作成するほか、「点検者の資格、新技術の活用状況等に関する調査（橋梁）」へ点検者の資格、受講した講習の記入を行うこと。
- ・点検シートには上部工図及び下部工図を作成し、損傷位置を明記する。

③ データ入力

点検結果・写真を、（公財）岡山県建設技術センターが保有する「岡山県橋梁管理システム」へ入

力するための橋梁点検結果入力表に入力し、点検調書を作成する。

④報告書作成

調査結果について、橋梁管理システムへ登録できるよう橋梁毎にデータを整理する。

電子データ 2部、報告書 1部

(4) 概算数量算出

①概算数量算出

判定区分がⅢとなった橋梁において、損傷区分が表－1の判定となった場合を目安として、損傷箇所の概算数量及び概算工事費を算出する。

なお、工事発注のために必要な平面図・標準断面図等の作成も含むものとするが、補修材の決定、積算資料の作成は含まない。また、施工計画及び仮設設計が必要な場合は監督員と協議する。

また、ひび割れ注入工について、深さが不明な場合は想定深さを設定し体積を算出すること。

表－1 該当損傷内容

損傷項目	損傷区分
床版鉄筋露出	c, d
ひび割れ・漏水・遊離石灰	d
床版ひび割れ	d

②資料整理

概算数量や根拠となる写真を橋梁毎に整理する。

(5) 数量総括表作成

①数量総括表の作成

橋梁点検の結果、判定区分がⅢとなった橋梁において、補修・補強が必要となった場合、「最大限実施する場合」と「必要最小限実施する場合」に分けて実施項目を整理し、調査補修（補強）の数量総括表を作成する。

なお、「最大限実施する場合」と「最小限実施する場合」の数量及び設計・調査項目を選択した理由を必ず記載すること。また、概算委託費の算出を実施すること。

②資料整理

数量総括表等を橋梁毎に整理する。

6 各種図面のファイル化について

(1) 基本シート及び桁下図は、橋梁毎に電子ファイル化して提出のこと。(ラスターデータへの変換)

(2) 紙図面をT I F Fファイル化する場合は、スキャナーで300DPI以上の精度で読み取ること。

(3) ファイル形式はT I F F (*.tif)とし、通常、色数はモノクロ2値(G4、G3、非圧縮)とすること。(通常は、非圧縮以外を選択すること)

ただし、カラー資料の提出が必要な場合は、監督員と協議すること。

- (4) 記録媒体はDVD-R等とする。フォーマット形式については監督員と協議すること。
- (5) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下のとおりウイルスチェックを行うこと。(格納された全てのファイルについて実施)
 - 1) 市場性のある(シェアの高い)ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて(チェック前に最新データを取り込んだ後)ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
 - 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。
- (6) 受注者がCADソフト等を利用している場合は以下によること。
 - 1) 使用のCADソフト等によるファイルをCD-R等に保存(上記による)して提出のこと。
 - 2) CADソフト等による図面は、別途TIFFファイル化(上記による)し、電子ファイルに保存(上記による)して提出のこと。
 - 3) 使用のCADソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。
 - 4) CADソフトはSXFレベル2に対応しているものを使用すること。(可能な範囲)

7 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 ウィークリースタンスの推進

- (1) 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組)の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。
 - ① 月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。
 - ② ノー残業デー(水曜日)は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
 - ③ ノー残業デー(水曜日)に資料作成の依頼を行う場合は、翌日(木曜日)を期限日としない。
 - ④ 金曜日(休前日)に新たな依頼をしない。
 - ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
 - ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
 - ⑦ 昼休みや午後5時以降開始の打合せをしない。
 - ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。(休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。)
 - ⑨ その他、任意に設定。
- (2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」を基に決定する。取組期間については、初

回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

- （３）受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- （４）成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。
なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。
<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

９ 新技術等の活用について

- （１）対象施設の点検の実施にあたっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において、「点検支援技術性能カタログ（案）」に掲載されている技術や、その他近接目視点検を充実・補完・代替する技術などの活用の検討を監督員と協議の上、実施すること。また、監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。
- （２）対象施設の修繕、更新等の検討にあたっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討などを監督員と協議の上、実施すること。また、監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

なお、新工法や新材料などの新技術等とは、「NETIS 登録技術」や「点検支援技術性能カタログに掲載されている技術」、また、「メーカーの新製品などで従来技術と比較してコストの縮減や事業の効率化等が期待される技術」などを対象とする。

１０ その他

- （１）点検については「国土交通省 道路局 道路橋定期点検要領（令和６年３月）」に基づくほか、「岡山県道路橋点検マニュアル（案）（令和７年６月）」に従い実施すること。
- （２）点検業務の実施にあたっては、十分安全に留意すること。
- （３）橋梁点検結果・写真・点検調書及びその他橋梁諸元（修正・追加）について、（公財）岡山県建設技術センターが保有する「岡山県橋梁管理システム」へ入力するための橋梁点検結果入力表にデータ入力を行うこととし、国報告様式（点検表記録様式）は「国土交通省 道路局 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和６年３月」の様式に記入したものを提出すること。
なお、様式は最新版であることを確認するとともに、記入方法など事前に監督員に確認すること。
国報告様式参考 URL : https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_6.pdf
- （４）点検方法については、梯子等によるものを想定しており、契約後現地踏査の結果、現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。
- （５）橋梁点検、点検調書作成、データ入力における橋種による補正（ β ）としては、全ての橋梁についてＲＣ床版橋等の 0.8 を見込んでいる。なお、現地踏査及び橋梁点検の結果、ＲＣ床版橋等ではなく変更が生じる場合は、監督員と協議すること。
- （６）橋梁点検における点検箇所による補正（ γ ）は、全ての橋梁について見込んでいないため、現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。
- （７）関係機関協議資料作成については、見込んでいないため、現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。

- (8) 交通誘導員及び安全費については、見込んでいないため、現地状況等により変更が生じる場合は監督員と協議すること。
- (9) 納品用電子データの中に、報告書のデータ及び対象外となる橋梁を決定した際の打合せ記録簿、協議資料のデータを格納すること。
- (1 0) 国報告様式（点検表記録様式）については、電子データの中に別途ファイルを作成して、まとめて格納すること。
- (1 1) 概算数量算出及び数量総括表作成においての橋梁数及び損傷数については、発注段階では見込み数量として計上しているため、点検確認の結果、数量に異同が生じる場合は、監督員と協議の上、変更の対象とする。
- (1 2) 点検結果一覧表を作成する際は、2 巡目点検結果との対比が出来るよう取りまとめること。
- (1 3) 現地点検に基づき、過年度点検結果から診断の区分が変わる場合は監督員と協議すること。